

令和5年2月10日
保健福祉政策部
保健医療福祉推進課

世田谷区立保健センターの指定管理者候補者の選定について

1. 主旨

世田谷区立保健センターの指定期間が令和6年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立保健センター条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年4月からの指定管理者候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立保健センター
- (2) 所在地 世田谷区松原6-37-10

3. 指定期間

5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る中間評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。構成は、学識経験者を含む外部委員4名と、区職員3名とする。

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）

公益財団法人世田谷区保健センター

(2) 選定委員会による評価

選定委員による現指定管理者の評価を実施した。平成31年度～令和3年度のモニタリングの評価結果を踏まえ、運営状況が「良好」であるという評価を得られた。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	利用者が安全で快適に利用できる状態が保たれており、消毒等による新型コロナウイルス感染症の感染予防対策も十分行われている。いずれも水準どおりと評価する。
2. 施設の運営	新型コロナウイルス感染症の影響もあり事業計画の修正を余儀なくされたものの、適切に業務運営が行なわれているほか、地域や関係団体と連携し、魅力ある施設づくりを取り組んでいる。利用者アンケート調査等で区民のニーズを捉えた上で、区の保健福祉の向上を目的とした事業を積極的に計画し実施しているなどを評価する。
3. 事故や緊急時等への対応	対人サービスに従事している職員に「上級救命技能認定証」を取得させているほか、災害や事件等に備え区複合棟全体での消防訓練も行っている。また、利用者の急変等に対応するため「緊急時対応マニュアル」を作成し、緊急時の手順を確認している。
4. サービス向上の取組み	利用者アンケートにより満足度を把握とともに、ご意見箱を設置し、苦情や要望等に対する改善に取り組んでいる。また、職員研修や障害者など配慮した利用しやすい環境整備、苦情に対する改善などを評価する。
5. 収支状況	効果的・効率的な予算執行が行われているほか、経費削減と収益向上にも取り組んでいる。
6. 改善の取組み	財政援助団体監査による指導や調整内容について、適切な改善に努めている。
【総合評価】	
<p>令和2年度の移転と同時に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響等を受け、一部事業の縮小や休止を余儀なくされたが、感染防止対策として独自の利用定員を抑える基準を設けるなどの対策を講じてきた。コロナ禍においても、がん検診受付センターやこころの健康支援事業等の新規事業、区民の健康保持・増進に向けた新たな取り組みを進めるほか、各種講演会・セミナー等のオンライン開催など新たなニーズを捉え、積極的に取り組んでいた。</p> <p>また、区および医師会が実施するPCR検査やCT検査における、看護師・放射線技師の派遣や新型コロナワクチン接種における個々の障害に対応できる専門職員の派遣、産業振興公社との協力によるワクチン職域接種での医師・看護師の派遣など、指定管理業務の範囲を超えて専門職による新型コロナウイルス感染対策に協力していた点は評価できる。一方、うめとぴあ内施設等との協働で予定していた連携イベントは令和3年度も中止となったことから、保健医療福祉の拠点として相互連携や各団体等との協働事業については、さらなる取り組み強化に期待したい。</p>	

世田谷区立保健センターの運営においては、専門職と相談者との継続した信頼関係の構築や地域の健康づくりにおける地域との連携や地域活力活用のノウハウ、専門職や関係機関・団体との連携による地域医療のバックアップ、区の政策との連動が必要であるが、現指定管理事業者はこれらを満たした運営ができている。

特に多くの専門職を生かした総合的な健康診査、相談・指導、健康情報の発信と啓発、疾病予防を通じた区民の健康保持・増進、並びに心身に障害を有する区民の自立支援を行ってきたこれまでの実績は、今後も継続して運営・管理を行うことで、より健康な地域社会の形成と区民福祉の向上が期待できるものと評価する。

【実績評価の反映】

実績評価の反映として、年度評価3年間分（平成31年度～令和3年度）の配点数に対する合計点数の割合が73%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は加点・減点は行わない方向とし、最終的には年度評価4年間分（平成31年度～令和4年度）の結果を踏まえて加点・減点の有無を決定する。

6. 指定管理者制度導入の理由

世田谷区立保健センターは、健康増進事業及びがん検診など区民の健康づくりを推進することを目的に設置され、平成18年の指定管理者制度適用以降、事業者のノウハウと専門人材を活用し、創意工夫による健康指導や地域での健康づくり支援、国や都の動向及び医学の進歩に対応した検査事業を実施してきた。同じく平成18年度から指定管理者により運営されてきた世田谷区立総合福祉センターの一部機能が移行された平成31年度以降においても、事業者の専門性やノウハウの活用、創意工夫や柔軟な発想により、利用者ニーズへの迅速できめ細やかな対応や区民サービス向上に取り組んでいることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理者候補者については、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、令和4年10月27日に開催した第1回世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果等を踏まえ、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて承認された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

【特別の事情】

世田谷区立保健センターにおける地域との連携や地域活力の活用のためには、これまで現指定管理者が進めてきた地域の健康づくり支援の取組みによって培ったノウハウが必要である。

また、障害者を含む区民の健康の保持増進やがん患者や家族等を支える中核的機能、こころの健康に関する相談・情報発信機能を有する施設の指定管理者には、医療職を

はじめとしたスタッフの専門能力や、関係機関・団体との連携による地域医療のバックアップ、区の政策との連動が求められる。現指定管理者はその設立目的や経営方針はこれと一致し、指定管理者として客観的に特定されると考える。

さらに、高次脳機能障害者の相談事業については、各種専門職の体制による相談者との信頼関係の構築を前提として、一定程度継続した事業者による事業実施が必要になり、指定管理者変更は利用者に混乱を来たすと考える。

これらのことから、指定管理者制度運用に係るガイドライン2章8の「特別の事情（ア）施設の管理運営にあたり指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定されるなど利用者の処遇の安定性や信頼関係の継続が特に必要な場合、（イ）区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合、（ウ）区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する。

（2）選定基準

条例第8条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

- ① 保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ② 保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。
- ③ 保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和5年4～5月	現指定管理者向け説明会
5～7月	選定期間（適格性審査）
9月	福祉保健常任委員会（選定結果） 第3回区議会定例会（指定）
令和6年4月	次期指定管理者による管理開始

別紙

世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
外部委員	岩永 俊博	全国健康保険協会前理事
	鈴木 敏彦	和泉短期大学教授
	徳岡 裕美子	身近なまちづくり推進協議会委員
	村井 やよい	世田谷区重症心身障害児（者）を守る会会长
内部委員	阿部 貴之	北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長
	宮川 善章	障害福祉部障害施策推進課長
	宮本 千穂	世田谷保健所健康推進課長